

東京都エイズ協力歯科医療機関紹介事業Q & A

Q 1 東京都エイズ協力歯科医療機関紹介事業とは、どのような事業ですか。

A 1 東京都が指定するエイズ診療協力病院などからの要請に応じて、東京都に登録されているエイズ協力歯科医療機関の中から、患者のニーズに適したエイズ協力歯科医療機関を東京都歯科医師会が紹介する事業です。

H I V陽性者が身近な地域で安心して歯科診療を受けられるように、東京都が東京都歯科医師会に委託して実施している事業です。

※従来は「東京都協力歯科診療所紹介事業」との名称でしたが、平成23年8月から歯科・口腔外科を有する病院も登録できるように制度改正したことにより、「東京都協力歯科医療機関紹介事業」に名称を変更しています。事業の仕組みは、従来と同様です。

Q 2 なぜこのような事業があるのですか。

A 2 H I V感染症は、医療の進歩に伴い、完治は困難であっても、服薬により発症を抑えたり重症化を防止することができるようになり、長期にわたり社会生活を送ることができるようになってきています。そのため、H I V陽性者の社会生活を支援するためには、身近な地域で安心して歯科医療を受けられる必要があります。

しかしながら、一般医療機関では、H I V感染症に対する認識が不十分であったり、H I V感染への漠然とした不安を持っていることなどが原因となりH I V陽性者の受け入れは十分に進んでいるとはいえません。

そこで、H I V陽性者の受け入れ可能な歯科医療機関をリスト化し、エイズ診療協力病院等に情報提供することで、地域の歯科医療機関への患者の紹介を円滑に行える仕組みを整備しています。

Q 3 この制度を利用したH I V陽性者の紹介実績はどれくらいあるのですか。

A 3 平成26年度の紹介実績は以下のとおりです。

紹介者数※1 182件

受診者数※2 63件

※1 エイズ診療協力病院等から東京都歯科医師会にエイズ協力歯科医療機関の紹介依頼のあった数

※2 紹介を行ったエイズ協力歯科医療機関にH I V陽性者が実際に受診した数

Q 4 エイズ協力歯科医療機関に登録するにはどうしたらよいですか。

A 4 本事業の主旨にご賛同いただける場合には、以下の書類に必要事項を記入・押印のうえ提出していただきます。これを受けて、東京都から「協力歯科医療機関登録通知書」を交付します。

①協力歯科医療機関登録同意書

本事業への登録について、同意の意思表示をしていただくものです。

②H I V歯科診療体制調査票

お尋ねする項目は以下のものです。

○診療所名

○所在地

○管理者名

- 電話・FAX番号 ○担当歯科医師名 ○取扱保険
- 診療可能範囲（保存処置、歯周処置、補綴処置、訪問歯科など）、条件・特記事項
- 最寄り駅（交通アクセス） ○問合せ可能な曜日・時間
- 診療可能な曜日・時間及び特記事項
- エイズ歯科診療に関する研修参加の有無

Q5 いつでも登録を辞退することはできるのですか。

A5 いつでも辞退することはできます。その際には、辞退届に辞退理由を記載して提出いただきます。これを受けて、東京都から登録抹消通知書を交付します。

Q6 エイズ協力歯科医療機関に登録するための条件はありますか。

A6 登録いただくにあたり、施設・設備に関する特別な要件はありません。手続き上、登録への同意書を東京都にご提出いただきます。

Q7 登録するにあたり院内感染対策として特別な対応をすべきですか。

A7 感染に対するスタンダードプリコーションを行っていただければ、HIV/エイズだからといった特別な対応をとっていただく必要はありません。

Q8 スタッフの理解を得てから登録した方がよいですか。

A8 診療所のスタッフの方にもHIV/エイズに対する正しい知識を持っていただくことは必要です。また、HIV陽性者の方のプライバシー保護の問題など診療自体以外にも配慮いただく必要がある点もあります。本事業に登録いただくことについて、スタッフの皆さんともお話しされることをお勧めします。

Q9 HIV陽性者を受け入れる日・時間が限定されても登録できますか。

A9 通常の診療時間内全部で対応することはできず、特定の曜日・特定の時間にしか診療できない場合でも登録できます。

Q10 登録するには生活保護法指定医療機関でなくても登録できますか。

A10 生活保護法指定医療機関でなくても登録できます。

Q11 HIV歯科診療体制調査票の「診療可能な範囲」に全て対応できなくても登録できますか。

A11 「診療可能な範囲」に全て対応できなくても登録できます。
エイズ診療協力病院、エイズ協力歯科医療機関及び東京都歯科医師会に周知する際には、「診療可能な範囲」も併せて周知します。

Q12 東京都歯科医師会が調整機能を担っているようですが、歯科医師会の会員でなくても登録できますか。

A12 東京都歯科医師会に委託して事業を実施していますが、歯科医師会の会員でなくても登録できます。

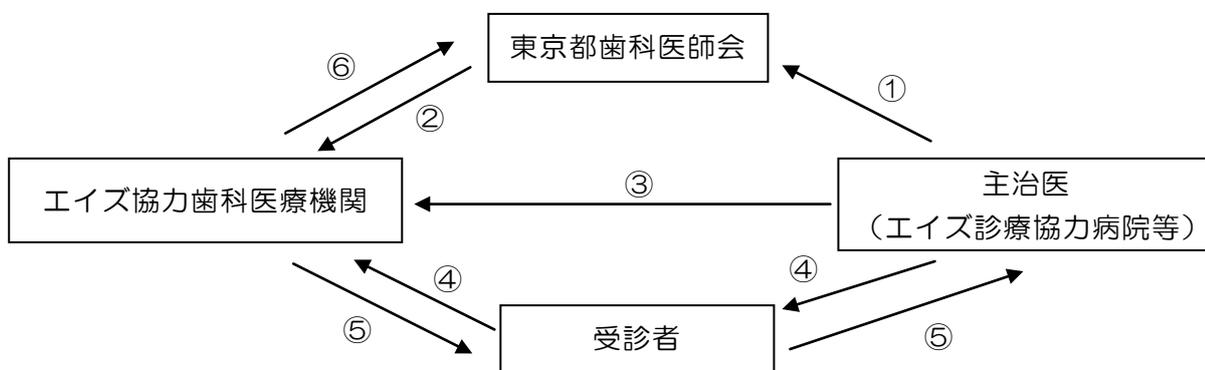
Q13 この事業を利用して患者が受診する場合、どのような流れになるのですか。

A13 流れの概略は、以下のようになります。ただし、緊急の場合には、主治医を介さない場合もあります。

同封している「東京都エイズ協力歯科医療機関紹介事業」の御案内も、併せてお読みください。

- ① エイズ協力歯科医療機関の紹介依頼
- ② HIV陽性者の受入れについて連絡
- ③ エイズ診療協力病院等の主治医から患者情報・受診日等の設定について連絡
- ④ 主治医からの紹介状（診療情報提供書）を持参して受診
- ⑤ 治療を行い、患者受診報告書を作成し患者を通じて主治医に返送
- ⑥ 実績を報告

（※ ①～③はエイズ協力歯科医療機関が希望する場合のみ）



Q14 エイズ協力歯科医療機関に登録するとどのような付随業務が生じるのですか。

A14 以下の付随業務が発生します。

- ① 患者受診報告書の作成

エイズ診療協力病院等からの紹介状を持参して受診した患者について、紹介元の協力病院等の主治医あてに治療結果を返すために作成いただきます。3枚複写になっており、紹介元への返送分、自院での保管分、東京都歯科医師会への報告分です。

- ② 患者実績の報告

当該月に受診したHIV陽性者の実績数を東京都歯科医師会に月1回郵送で報告いただきます。その際、患者受診報告書の写しも同封していただきます。

- ③ 運営協議会への参加

エイズ協力歯科医療機関、東京都、東京都歯科医師会等が出席する運営協議会を年2回開催しています。出席は義務ではありませんが、情報交換等の場として積極的にご活用ください。

Q15 エイズ協力歯科医療機関として、A14のような業務を行うことに対して対価は得られるのですか。

A15 HIV陽性者へ保険診療を行うことによる、通常の診療報酬の収入はありますが、本事業に登録いただくことで生じる付随業務（A14）等に対する謝礼等の対価はお支払いしていません。

Q16 協力歯科医療機関に登録することで診療報酬上の加算等が得られるのですか。

A16 本事業に登録いただくことで、診療報酬上の加算等が得られることはありません。

Q17 事業に登録したことで風評被害が起きないか心配なのですが。

A17 いままでに登録いただいたエイズ協力歯科医療機関において、風評被害が発生し診療に支障をきたしたり、経営を逼迫した等との報告はありません。

なお、登録いただいた情報は、エイズ診療協力病院、エイズ協力歯科医療機関及び東京都歯科医師会に提供されるものであり、一般に公表されることはありません。(A19参照)

Q18 登録する前にエイズ歯科診療について勉強したいのですが。

A18 東京都では、①エイズ歯科診療従事者臨床研修や②歯科向けエイズ講習会(東京都歯科医師会に委託)を参加費無料で開催していますので、これらの研修等をご活用ください。

平成27年度の開催状況は、東京都のホームページに掲載しています。「東京都福祉保健局 エイズ診療従事者臨床研修」、「東京都福祉保健局 歯科向けエイズ講習会」で検索)

Q19 登録した情報は一般に公表されるのですか。

A19 HIV陽性者の歯科診療に係る連携が目的ですので、「HIV歯科診療体制調査票」に記載いただく項目のうち以下のものは、エイズ診療協力病院、エイズ協力歯科医療機関及び東京都歯科医師会に周知します。ただし、医療機関名等を東京都のホームページに掲載するなどして、一般に公表することはありません。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 診療所名 | <input type="checkbox"/> 所在地 |
| <input type="checkbox"/> 管理者名 | <input type="checkbox"/> 電話番号 |
| <input type="checkbox"/> 取扱保険 | <input type="checkbox"/> 診療可能範囲、条件・特記事項 |
| <input type="checkbox"/> 最寄り駅(交通アクセス) | <input type="checkbox"/> 問合せ可能な曜日・時間 |
| <input type="checkbox"/> 診療可能な曜日・時間及び特記事項 | |

Q20 針刺し事故等のHIV暴露が心配なのですが、対応についてはどうすればよいですか。

A20 予防薬の準備が可能であるならば常備をお願いします。常備されていない医療機関においては、針刺し事故等が発生した場合には速やかにエイズ診療拠点病院に事前連絡して受診してください。

登録いただいた際には、東京都福祉保健局作成の「HIV感染予防のための予防服用マニュアル(一般医療機関向け)」を送付しますのでご参照ください。

なお、同マニュアルは、東京都のホームページに掲載しています。

(「東京都福祉保健局 HIV 予防服用マニュアル」で検索)

また、針刺し事故への対応については、Webサイト「エイズ予防情報ネットAPI-Net」内に以下の情報が掲載されていますので、ご参照ください。

○エイズ予防情報ネット API-Net

- ・「医療事故後のH I V感染防止のための予防内服マニュアル」（2007年7月改訂版 国立国際医療センター病院エイズ治療・研究開発センター）
- ・「H I V感染症の歯科治療マニュアル」P 85～88（H I V暴露、H I V暴露後の予防投与）

Q 2 1 針刺し事故後の抗H I V薬の予防服用について、労災が適用されるのですか。

A 2 1 労働省労働基準局長通達（平成5年10月29日付け基発第619号「C型肝炎、エイズ及びMRSA感染症に係る労災保険における取扱いについて」）が改正され、医療従事者等に発生した針刺し事故後、H I V感染の有無が確認されるまでの期間に行われた抗H I V薬の投与について、労災保険の療養の範囲に含めることとされました。

参照通知

- 平成22年9月9日基発0909第1号「労災保険におけるH I V感染症の取扱いについて」（厚生労働省労働基準局長）
- 平成22年9月9日基労補発0909第1号「労災保険におけるH I V感染症の取扱いに係る留意点について」（厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長）
- 平成22年9月9日健疾発0909第1号「労災保険におけるH I V感染症の取扱いについて」（厚生労働省健康局疾病対策課長）

※これらの通知は、以下のサイトで検索できます。

○厚生労働省法令等データベースサービス

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/index.html>

サイトトップにアクセス⇒「通知検索」の「本文検索へ」をクリック⇒「検索語設定」の欄に「H I V 労災」と入力し「検索実行」をクリック

Q 2 2 エイズ診療協力病院等から紹介を受けて診察した結果、自院では治療できない場合にはどうしたらよいのですか。

A 2 2 診療の結果、自院で治療することができない場合には、その旨受診者に説明するとともに、患者受診報告書に記載のうえ、主治医に返送してください。その際、治療可能な医療機関を合わせて紹介したり、治療可能な紹介先を再調整できるよう東京都歯科医師会に速やかに連絡するなどの対応をお願いします。

Q 2 3 H I V陽性者によく見られる口腔症状などはありますか。

A 2 3 従来より多くみられる症状としては、カンジダ症やカポジ肉腫などが挙げられますが、典型的な症状を示さない症例も多く、これだけで判断することは出来ません。詳しくは、「H I V感染症の歯科治療マニュアル」（平成16年度厚生労働省科学研究費補助金エイズ対策事業）を参照願います。

なお、同マニュアルは前述のエイズ予防情報ネット API-Net 内に掲載されています。